

増田裕一 委員

僕のほうからは、2点ほど質問させていただきたいんですけども、大体お話を伺わせていただいて理解はできたんですが、激変緩和措置、先ほど年収250万円までの方に対して今後想定されるだろうというお話があったんですが、どういった形のを想定されているのか。例えばこの保険料の比較でいいますと、お話にもありましたが、168万から175万の間で、制度の期限が切れるということでもかなり増額になってしまうというのがありますよね。そういった、ある程度の枠組みを使って、激変緩和措置を使ってこれくらいの額にまで抑えるんですよとか、そういったようなイメージなんですか。

保健福祉部副参事（大澤）

大体そういったイメージかというふうに考えております。正確に言いますと、245万円までということです。それで、制度が変わることによって軽減が7割から2割になってしまう層については、もしやるとすれば別の考え方が必要かなと。基本的には、245万円の層に対して全体的に何らかの形の軽減策をとるということが第1に考えられていることでございます。

ただ、245万というのはあくまでも23区で考えていることとして、これからの話し合いによっては、そこまで行けるのかどうかというのは、まだ未定でございます。

増田裕一 委員

ということは、広域連合ではなくて、23区ですか。

保健福祉部副参事（大澤）

やるのは広域連合でございます。今23区では、ここまで広域連合としてやってほしいという案を提示しているということでございます。市町村のほうは、ちょっとそこまでは厳しいというようなこともございます。

増田裕一 委員

ということは、多摩のほうでの、要するに自治体の財政格差というものもありますから、そういった財政負担の中で、23区はここら辺まで行けるけれども、広域連合全体の中では、多摩地域のほうはちょっと待ってくれよというような状況なんですか。

保健福祉部副参事（大澤）

多摩のほうにつきましては、先ほど言いましたように東京都の支援状況、こういったものを見据えながら決めていきたいというふうな考えでございます。

増田裕一 委員

ということは、激変緩和措置の、要するに財政支援の主体というものが、今現在ニュースにもなっていますけれども、国にも東京都のほうにも依頼していく。それぞれの基礎自治体のほうでもやっていくと。その割合というか、というものはまだ話し合いの中で決まってないということなんですか。

保健福祉部副参事（大澤）

国で行われる特例措置につきましては、全額国の負担ということで決まっております。今言っている、例えば245万程度までの低所得者層に向けての軽減措置につきましては、東京都がどれぐらいの支援をするのかしないのかという部分もございますので、その割合についてはまだ決まってはございません。

増田裕一 委員

245万の一律の部分は了解いたしました。

先ほど考え方が違うというふうにおっしゃっていたんですが、168万から175万、こちらの部分の激変緩和措置については、また別建てで制度を組み立てるような感じなんですか。

保健福祉部副参事（大澤）

この部分については、正直言って、どういう形をとるのかとらないのかも含めて、まだこれから検討するというところでございます。どういう制度にしましても、制度変更のときにはどうしても、はざまの階層の方にはこういう現象は起きてくるということもございまして、そういうことを見合いながら少し考えていくということでございます。

増田裕一 委員

では、今後の動向というものを見守りたいと思います。

最後にもう1点、葬祭事業の件なんですけれども、こちらのほうに關しまして、国保で7万円だったということで、当初広域連合のほうでも想定はしておったんですけれども、5万円ということだったので、これは各自自治体ということなんです、杉並区は杉並区で7万円をまた維持していこうということなんです。

保健福祉部副参事（大澤）

基本的にはそういう方向で考えてございます。

増田裕一 委員

ということは、国保の財源ではないので、一般財源からということですか。

保健福祉部副参事（大澤）

国保の財源ではありませんので、一般財源からということになります。